



吉教発第171号
令和3年7月21日

吉見町立学校適正規模等検討委員会委員長 様

吉見町教育委員会
教育長 大澤 幸正



諮 問 書

吉見町立小学校及び中学校におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱第2条により、次に掲げる事項について貴委員会に諮問します。

諮問事項

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

諮 問 理 由

本町における児童生徒数は、昭和36年度の3,627人をピークに減り続け、昭和51年度には統計開始以来、初めて2,000人を下回る1,999人を記録しましたが、昭和50年代に入ると西部丘陵地域の宅地造成が活発に行われ、また、東第一小学校区で土地区画整理事業（東野一丁目～東野六丁目）が実施され、児童生徒数も増加に転じ、平成8年度には、直近30年間のピークである2,841人に達しています。

しかしながら、人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、平成20年度には再び2,000人を割り込み、その後も減少が続き、現在に至っています。今後の推計からも、更なる児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持はますます困難になることが予想され、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響、教職員の配置の問題、学校行事の縮小、PTA活動などの保護者負担の増大等、次第にデメリットの方が大きくなることが懸念されます。

子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら、学力・学習意欲を高め、心と身体を健やかに成長させる教育環境を実現するためには、小中学校は一定の集団規模を確保することが必要であり、全国的に研究や取

組が進められている小中一貫教育や義務教育学校についても見解を深め、本町の教育に効果的に取り入れていく必要があると考えられます。

このような中、平成27年1月に学校規模のあり方に関する国の方針が示され、本町においても、小中学校の適正規模や適正配置についての検討、特に今後を見据えた小学校の方向性を検討する時期にあることから、令和元年度に吉見町立学校あり方研究協議会を設置し、幅広い見地から調査、研究を行い、その成果として、「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」をまとめていただきました。

つきましては、この報告書に書かれております、今後の学校のあり方についての提言を受け、将来の本町を担う子どもたちが質の高い教育が受けられるような学校づくりに向けて、吉見町の学校の適正規模、適正配置等について、教育的視点からご協議をしていただき、ご答申いただきますようお願い申し上げます。